

社民党はめざします

政治は大金持ちや大企業、ましてや世襲政治家のためにあるものではありません。国民一人一人の生活の安定と将来の安心を保障するためにあるのです。

今度の総選挙は、市場経済至上主義の「競争社会」から「支え合いの社会」へ、「格差拡大の経済大国」から「平和で

豊かな福祉社会」へ、政治の舵を大きく切り替えるチャンスです。世界も大きくこの方向に動いています。

そのために社民党は、新しい連立政権をめざす中で、次の4つの基本政策を実現します。

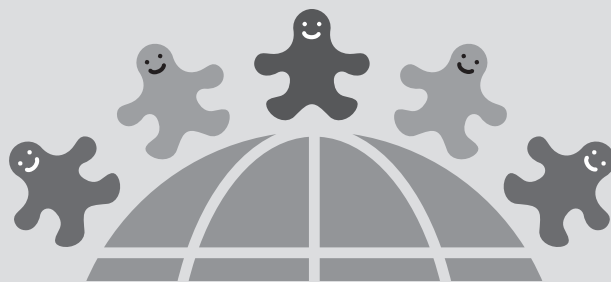
- 1** 格差社会を正し、雇用と社会保障を再建します。
- 2** 大企業中心の輸出最優先の経済から、人々の暮らしや地域をしっかりと支える内需中心の経済へ転換します。
- 3** 金持ちや大企業優遇の不公平税制の是正、財政支出の抜本的見直しなどで財源を捻出します。
- 4** 9条（戦争放棄）、13条（幸福追求権）、25条（生存権・環境権）など、憲法理念を実現します。

社民党の役割

2007年の参議院選挙で、与野党逆転が実現しました。しかし、民主党だけでは過半数を占めていません。社民党はキャスティングボートを握る重要な位置にいます。

社民党は、野党共闘のカナメ役として、他の野党に働きかけ、後期高齢者医療制度廃止法案（参院可決）、日米地位協定の全面改正案（共同案策定）、労働者派遣法の抜本改正案（衆院提出）などをまとめました。

社民党には、働く者の党、福祉の党、平和の党、環境の党の歴史があります。



社民党は、企業・団体献金禁止をいち早く訴えてきた政党であり、世襲国会議員が一人もない政党です。

だからこそ、社民党は、「構造改革」で痛みだけ押しつけられてきた人たちの声を受け止め、みなさんの立場に立って、本気で一緒に生活再建にチャレンジできます。社民党は新しい政治を皆さんとともに切り拓きます。

生活再建

3本柱



しごとの再建

- ① 「いのち」と「みどり」の公共投資—ヒューマン・ニューディールで新しい雇用を作ります
- ② 最低賃金時給1000円以上を実現しワーキングプアをなくします
- ③ 労働者派遣法を労働者の立場で抜本改正します
- ④ 職業訓練とその期間の生活保障を法制化し、月10万円を支給します



くらしの再建

- ① 医療の無保険者をなくし国民皆保険制度を守ります
- ② 後期高齢者医療制度を廃止します
- ③ 月8万円を確保する「最低保障年金」を作ります
- ④ 高校の入学金・授業料を無償化します



地域の再建

- ① 地域の国公立・公的病院を守り、医師を増やします
- ② 直接所得補償で農家を守り、強制的な米の減反を廃止します
- ③ 中小企業の支援と減税（11%へ税率引き下げ）を実現します
- ④ 郵政民営化を抜本的に見直し、郵政三事業を守ります

社民党の財源論

① 無駄遣いをやめて、使い道を変える	不要不急の大規模公共事業の中止、天下りの禁止、随意契約の見直し、防衛予算の見直し、米軍への思いやり予算の廃止、2009年度補正予算（4.3兆円の基金や「アニメの殿堂」など）の精査等	年間 4 兆円超
② 特別会計の総点検	特別会計（「霞ヶ関の埋蔵金」、特に財投・外為特会）の積立金・剰余金40兆円の活用等	年間 6 兆円超
③ 不公平をただす	法人税率の引き上げ1.7兆円、高額所得者の税率引き上げ0.25兆円、証券優遇税制の廃止1兆円、租税特別措置の見直し1.2兆円等	年間 4 兆円超
④ 経済や金融のあり方を変える	景気をよくして税収増 環境税や国際連帯税の検討	(11年度以降)

生活再建

10の約束……………

〈各 論〉

再
建

はたらく

1

働く者の使い捨てを許さない

国際的規模で競争が激化するなか、日本の労働条件は著しく悪化し、人間をモノのように扱う異常な働かせ方が横行しています。過労死、過労自殺を引き起こすほどの長時間労働によって、働く人びとの生活や健康は危機的な状況にあります。また、正規労働者を企業にとって使い勝手のよい非正規に置き換えていることは非常に問題です。今や、働く人びとの3分の1が非正規労働者です。とくに女性労働者と若年層の非正規化は著しく、低賃金・細切れ雇用がワーキング・プアの温床になっています。

さらに、国際的な経済危機は、極度な輸出依存を続けてきた日本経済を直撃し、そのしわ寄せは、雇用が不安定な労働者に向かい、「派遣切り」という形で現れています。いまこそ、「働きがいのある人間らしい働き方」(ディーセント・ワーク)への転換が求められています。社民党は、積極的雇用政策と雇用のセーフティネットの再構築に尽力します。

1. ヒューマン・ニューディール (いのちとみどりの公共投資) で雇用を創出します

○社会のニーズに基づいて、「いのち」(介護、医療、福祉、教育)と「みどり」(農林水産業、環境や自然エネルギー)分野へ重点的に投資し、働きがいのある人間らしい仕事をつくります。このことによって、サービスの向上、雇用の創出、地域経済

の振興、将来不安の解消といった一石三鳥・四鳥もの投資効果が生まれます。

- 高齢者や若者向けの公共賃貸住宅の整備、保育所や介護施設の建設・増床、学校や公共施設のエコ改修・太陽光化・耐震化、社会資本のバリアフリー化、自転車道の整備や歩道の拡幅、道路の段差解消、電線の地中化、開かずの踏切対策の推進、再生可能エネルギーによる発電推進のための送電線網のスマート・グリッドの構築、路面電車の整備、間伐や森林整備、河川や海浜の自然再生、藻場・干潟の整備など、将来につながる事業や、いづれ必要になる事業を前倒しで実施します。
- 介護、農業など慢性的に人手不足の分野には理由があります。賃金・所得などの待遇改善、人材育成と人材確保など、根本的な問題解決のためにメスを入れます。

2. 雇用契約の原則は、直接雇用、期限の定めのない雇用とし、雇用の劣化を防止します

- 雇用契約の原則は、直接雇用、期限の定めのない雇用であることを徹底し、労働契約法、労働者派遣法を改正します。
- 有期労働契約は短期間業務に限定し、有期雇用契約を長期間、繰り返す場合は、正規雇用を申し入れる義務を課します。

- パート・契約社員・非常勤・嘱託・派遣など有期雇用を正規雇用に転換し、雇用の劣化を防止します。

3. 労働者派遣法を派遣労働者の保護法に抜本改正します

- 2か月以下の労働者派遣を禁止します（日雇い派遣の禁止）。それ以下の雇用契約期間の場合には健康保険・厚生年金を適用させるため、2か月を超える雇用契約期間とみなします。
- 製造業派遣を原則禁止とします。
- 一般派遣事業は常用雇用のみとし、登録型派遣を原則禁止とします。登録型派遣を可能とする専門業務の対象については見直しを行います。
- 派遣先が一定の違法行為を行った場合に、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係を成立させる「直接雇用みなし規定」を創設します。
- 派遣先労働者との均等待遇を確保します。
- 派遣元に対するマージン率を含めた事業運営の情報公開を義務化します。
- 未払賃金や社会保険料未払等、派遣先責任を強化します。
- 「もっぱら派遣」（派遣先が子会社を設立し、自社のために労働者派遣を行う）を制限します。
- 罰則を強化し、最高額を現行300万円から3億円へ引き上げます。

4. 解雇の制限ルールを徹底します

- 整理解雇に関する4要件（整理解雇の必要性、整理解雇を回避するための努力、整理解雇の対象労働者の選定基準の合理性、対象労働者・労働組合への説明・協議）を雇用者に厳守させます。
- 4要件に、雇用創出型のワークシェアリング（時間外労働・休日労働を削減し雇用を生み出して分け合う）を新要件として追加します。
- 「内定取り消し」、いわゆる「産休切り」、「育休切り」をなくすために、監督指導、規制を強化します。

5. 男女差別、雇用形態の差別をなくし、雇用の平等を実現します

- 同一価値労働同一賃金原則を確立し、男女差別、雇用形態による差別をなくします。
- 男女雇用機会均等法の間接差別対象を拡大し、法の実効性を高めます。
- パート労働法の差別禁止規定の対象を拡大し、パ

ート労働者の保護を拡充します。

- 仕事と家族的責任の両立支援を推進し、だれもが働きやすい環境を整えます。
- セクシャルハラスメント（性的いやがらせ）、パワーハラスメント（権力や地位を利用したいやがらせ）を禁止します。

6. 長時間労働・不払い残業の規制を強化します

- 長時間労働、サービス残業（時間外割増賃金を支払わない違法労働）を規制し、精神疾患や過労死・過労自殺を防止します。
- EU労働時間指令にならい、労働者は24時間ごとに、少なくとも継続11時間の休息期間を取れるようにします。
- 労働時間規制の適用から労働者を外し、残業代を不払いとする日本版ホワイトカラー・エグゼンプション（自律的労働時間制度）の導入は阻止します。

7. 職業訓練と生活費を保障する新たなセーフティネットを創設します

- 失業手当が切れたり、失業手当が受給できない人が職業訓練を受け、その期間、月10万円程度の生活費を支給する制度を創設します。同制度は、失業保険と生活保護の間に位置する新たなセーフティネットです。
- 企業の社会保険・雇用保険逃れを許しません。非正規労働者について社会保険・雇用保険の適用を拡大します。
- 雇用、生活保護、医療、住宅などの総合相談・支援窓口を各自治体に作ります。

8. 最低賃金を引き上げます

- 最低賃金が生活保護水準を下回る都道府県の最低賃金を早急に引き上げます。
- 中小企業に十分に配慮をしつつ、最低賃金（現在全国平均で時給703円）を段階的に時給1000円以上へ引き上げ、ワーキングプアをなくします。

9. 職業教育訓練や、就労支援を強化します

- イギリスの社会的企業やフランスの見習い訓練制

度にならない、求職者に訓練と雇用をセットで提供する制度をつくります。同制度は、求職者が、公的な援助のもと、個別の職業訓練計画を策定し、国や自治体と協定を結んだ企業で、働きながら訓練を行い再就職に結びつける仕組みです。

- 若者就労支援を充実させるとともに、住宅対策として、雇用促進住宅の利活用などをすすめます。

10. 日本版TUPE法を制定します

- 会社分割や産業再編、公的部門の民営化や民間委託などが進んできたことによって、関係する労働者の雇用のあり方が従来よりも大きく不安定になっています。イギリスのTUPE（事業譲渡と雇用保護規則）やEUの企業譲渡指令にならった雇用対策を強化する必要があります。日本版TUPE法を制定し、事業譲渡や経営形態の変更、委託化、民営化による事業移転変更の際に、同じ雇用条件で継続して雇用されるようにします。

社会保障は、社会が支え合うセーフティネット(安全網)です。弱者の保護のみならず、長期的な社会の安定や発展の土台となるものです。それを単なる負担と捉え、赤字解消を名目に国や自治体の役割を縮小させてきた小泉構造改革は明らかに誤りでした。2002年度から始まった社会保障費の機械的な削減(毎年2,200億円)によって、医療、介護、年金など、生命や暮らしに直結するセーフティネットは機能不全をおこし、人びとを不安に陥れています。社会保障費削減方針を早急に撤回させ、セーフティネットを張り直し、いのちを大切にす政治を実現します。

1. 医療

(1) 医師や看護師など医療従事者の数を増員します

- 計画的に医師を養成し、少なくともOECD平均なみに医師数を増やします(日本の人口千人当たりの医師は2.1人となっており、OECD平均の3.1人をはるかに下回っています)。特に、地域医療を担う総合医師、小児科・産婦人科・麻酔科の医師を増やすために、医師研修制度のあり方、地域と診療科の採用枠の設定、診療報酬などについて改善を行います。
- 看護師やコメディカルスタッフ(薬剤師・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士など)の増員と労働条件の改善を行います。また、短時間正規雇用の導入、院内保育所など職場環境を整備し、女性医師や医療従事者の仕事と家庭の両立支援を行います。

(2) 医療空白地域の拡大を止めます

- 地域の生命と健康の砦である公的病院(国立・公立・日赤・厚生年金・社会保険病院など)の統廃合に歯止めをかけ、がんや脳卒中の治療、救急医療・産科・小児科など地域医療を確保します。
- 地域における医療施設の機能分化を明確にし、院内・病院間・地域の医療の連携を強化して、情報の共有を行うシステムをつくります。現場に丸投げするのではなく、各都道府県が、救急搬送システム、受け入れ医療機関の確保に責任を持てるよう国が援助を行います。

(3) 身近な地域で安心して出産ができる場を確保します

- 助産師の力を活用し、助産院、母子健康センター、産院など、妊婦健診と正常分娩の受け皿となる分娩施設を身近な地域に増やします。
- 妊婦健診や分娩を健康保険の適用にして、医療やケアの透明性を高め、バラツキの大きい費用を是正します。自己負担分は国庫負担とし、基本的な妊婦健診と出産を無料化します。

(4) 診療報酬を適正に評価します

- 2002年からの連続した診療報酬マイナス改定を引き上げます。療養病床に関する改定を是正し、“医療難民”“介護難民”を生み出している療養病床の削減計画を早急に見直します。
- 機械的に日数のみでリハビリを打ち切りリハビリ日数制限を中止します。個々の患者の病状や障害の程度を考慮し、継続したリハビリを保障します。
- 診療報酬は、人的配置や技術などについて引き上げます。救急医療、小児科・産科・麻酔科について診療報酬上の評価を行います。

(5) 世界に誇る国民皆保険を堅持します

- すべての国民が各公的医療保険に加入し、いつでもどこでも安心して医療を受けられる国民皆保険を堅持します。
- 安全性、有効性、普遍性が確認され、国民にとって必要な医療は速やかに保険適用を図り、所得の格差が医療内容を左右する混合診療は導入しません。
- 公費を投入して市町村国民健康保険の強化に取り組みます。保険料の減免制度を充実し、保険証の取り上げをやめ、無保険者をなくします。
- 中学校卒業まで、子どもの医療費を無料にします。70歳以上の医療費自己負担は1割にします。

(6) 後期高齢者医療制度を廃止します

- 「後期高齢者医療制度」は病気になるリスクの高い層だけを切り離し、高齢者の医療費削減を目的に設計されています。将来、医療内容が制限され

かねないうえに、保険料負担は上昇率が非常に高く、持続可能な制度とはいえません。同制度を一旦廃止し、老人保健制度にもどします。

- 保険者機能の強化、財政の安定化、医療供給体制などの面から、市町村国民健康保険の適正規模を検討します。
- 在宅医療を中心に据え、切れ目のない医療と保健、福祉を結ぶ「地域ケア」の実践を広めます。
- 患者や家族の要望を踏まえた実践を通じ、患者の尊厳を大切にされた終末期医療や看取りのあり方を探求します。

(7) がん対策、肝炎総合対策、難病対策に取り組みます

- がんの予防と早期発見の推進、がん検診の質の向上、がん医療の均てん化の促進に取り組みます。専門的な知識や技能を有する医師等の育成、医療機関の整備を推進します。
- がん対策基本法に基づいて制定された「がん対策推進基本計画」を着実に実行します。
- 薬害肝炎感染の拡大が国の責任であることを明確にし、全国的な肝炎治療体制の整備と医療費助成や治療中の生活支援を柱とする総合的な肝炎患者支援法を制定します。
- 難病の調査研究費を増やし、特定疾患の対象を拡大します。難病患者の治療の確保、負担軽減、療養環境の向上の観点から難病対策基本法をつくります。

(8) 患者の権利を確立します

- 患者本位の医療を実現するために、インフォームド・コンセント（十分な説明と理解、納得したうえででの合意）を徹底します。「患者の権利基本法」を制定します。
- カルテ開示の法制化やレセプト（医療費明細書）の開示を早急に進め、患者や家族が医療記録を知る権利を保障します。

(9) 医療事故の再発を防止します

- 「医療基準監督局」（仮称）を設置し、医療事故の原因調査、再発防止のために、医師の事故報告の義務化や安全指導を行います。また、被害者救済のための公的医療賠償責任制度をつくります。

(10) 新型インフルエンザ対策を強化します

- 現在行われている定点観測（全国5000か所）を充実し、インフルエンザの種類、感染の状況、重症度

などを継続的にチェックします。2次、3次流行、症状変化の把握を適確に行い迅速に対応します。

- 感染症患者の受け皿となる地域の医療機関の基盤を強化します。

2. 年金

(1) 年金記録問題を解決し年金制度の信頼回復を図ります

- いわゆる「宙に浮いた年金」「消えた年金」「改ざんされた年金」など年金記録の正確な回復作業を促進します。年金記録がまちがっている可能性が高い人について、一定基準による早期の救済策を検討します。
- 事務局体制を強化し、記録が回復した年金の支給を迅速に行います。

(2) 年金に関する情報提供と情報共有をすすめます

- 年金記録を政府と国民が共有し、毎年双方向でチェックする仕組みをつくります。毎年送付する「ねんきん定期便」には、前年の加入記録や所得、年金見込額、過去の加入記録、積立金の運用成績、年金制度運営のための行政コスト・間接コストなどを掲載します。
- 保険料の履歴や将来の受け取り見込み額を自分で確認できる「マイ年金手帳」をつくります。
- 公的年金の老年者控除等を復活するとともに、年金からの税・保険料天引きをやめさせます。

(3) 年金保険料の流用を禁止します

- 年金保険料の使途を年金給付に限定します。
- 運営管理業務における公平性、効率性、透明性を確立します。
- 年金積立金管理運用独立行政法人に対する国のチェックを厳しくします。

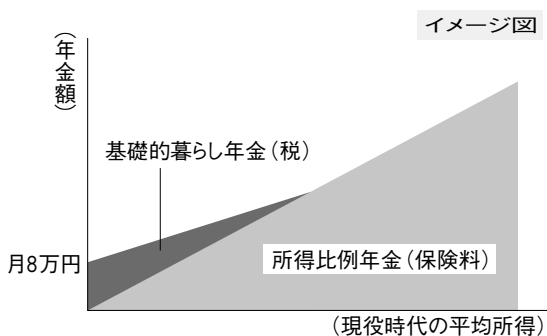
(4) 最低保障機能を備えたわかりやすい年金制度をつくります

- 年金制度を一元化し、転職や結婚などで移動する必要のない、公平でわかりやすい制度にします。新しい年金制度は、自分の賃金が年金受給に反映される「所得比例年金」（財源は保険料）と、社会が支え合う「基礎的暮らし年金」（財源は税金）の組み合わせです。
- 「所得比例年金」は、だれもが無理なく支払える

所得比例の保険料（給与所得者は労使折半、自営業者らは全額負担）で、納付した保険料に見合った年金額になります。

- 「基礎的暮らし年金」は無年金や低年金を防止する最低所得保障の機能を果たします。全額税財源による社会連帯のセーフティネットです。「所得比例年金」の受給額によって額は異なり、所得比例年金がゼロの単身で月8万円を保障します。
- 国民の合意形成を早急に行うべく国会で議論を開始し、高齢者が生活できる年金額が手元に残るように、医療・介護の自己負担（保険料と利用料）や税制のあり方を総合的に見直します。
- 「所得比例年金」の保険料は税と一体徴収します。総合課税化を推進する「公平番号制度」を早期に導入し、所得を正確に捕捉して不正を防止します。

2009 社民党の年金改革案 所得比例年金+基礎的暮らし年金（最低保障年金）



3. 介護保険・高齢者福祉

(1) 利用者・高齢者の費用負担を軽減します

○利用料、保険料など、費用負担が引き上げられ、必要なサービスを利用できない高齢者が増えています。保険料の段階区分をより細かく設定します。低所得者の利用料負担は、所得に応じた負担率に改善します。

(2) サービス制限、認定制度、利用限度額などを見直します

- 訪問介護、福祉用具など軽度認定者に必要なサービスが利用できるように基準の見直しを行います。同居家族がいる場合の生活援助、院内介助など、サービス利用の一律的な制限を是正します。
- 要介護認定基準の改定により、要介護度が軽くなりサービスが減らされ、利用者から不信の声があがっています。認定結果と要介護者の生活実態や

ニーズとの乖離が生じないように認定方法を抜本的に見直します。ケアマネジャーなど現場の専門家に認定システムの移行を検討します。

- 利用限度額を大幅に引き上げ、重度認定者の在宅介護体制を強化します。

(3) 介護報酬の大幅引き上げ・労働条件の改善と人材育成に取り組みます

- 良質な介護サービスの確保、介護労働者の低賃金改善のために介護報酬の基本部分を引き上げます。利用料や保険料のアップにつながらないよう国の費用負担割合を増やします。
- 専門性を高める研修制度の充実、施設の人員基準の見直し、事務負担の軽減など、介護労働者が働きがいをもって仕事が続けられるように、労働待遇を改善します。

(4) 介護サービス基盤を整備します

- 介護療養病床を全廃する計画を中止し、地域に必要な病床数を確保します。待機者が38万人にもなる特養ホームの緊急整備を行います。
- 24時間の生活を支える在宅介護、在宅看護の態勢を整備します。

(5) 総合的な高齢者福祉政策を充実します

- 認知症の予防・早期治療・介護の質的向上、家族への支援態勢などを行います。
- 地域包括支援センターの機能を強化するとともに、老々介護や独居、虐待、低所得など、高齢者の様々な問題について自治体が責任をもって解決ができるよう態勢を整えます。

4. 自殺対策

- 国・自治体・民間の実態調査、情報提供を踏まえ、地域の特性や原因に即した戦略的な自殺総合対策を推進します。
- 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であり、早い段階で経路の連鎖を断ち切ることが重要です。ハローワークなどを拠点に、就労と生活支援、心の悩み相談、多重債務者支援等のワンストップ窓口を開設します。
- 自殺未遂者の自殺再発を防ぐために、救命救急センターに精神科医師を配置するなど、精神科医による診療体制の充実、福祉との連携強化等をはかります。家族など身近な人の見守りを支援します。

NPO団体の知恵と熱意を最大限に活かします。

5. 障がい者福祉

- 基本的な生活、働く場にも利用料を課す「障害者自立支援法」を廃止し、支援費制度の応能負担の仕組みに戻します。医療と福祉を区分し、両面から障がい者の生活を支えます。精神通院公費、更生医療・育成医療を復活して重くなった自己負担を軽減します。
- 谷間の障がい者、難病者をカバーする総合的な「障害者福祉法」を制定します。
- 国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障害者の権利条約」にもとづいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の拡充、就労支援策の強化などを行います。
- 「国連障害者の権利条約」の批准と国内法の整備を進めます。実効性ある「障がい者差別禁止法」、「障がい者虐待防止法」を制定します。
- 障がいをもつ人が「参加しやすい選挙」は、お年寄りや体の不自由な人などすべての国民にとって「参加しやすい選挙」です。選挙のバリアフリー化、ユニバーサル化を推進します。
- 地上デジタル放送への移行に際しては、「視覚障がい者にも使えるリモコンを」、「障がい者にもチューナーを」という要求への対応を強化します。
- 障がい者が放送を通じて情報を入手する上で必要な手段である字幕放送ならびに手話放送の増加を求めます。
- 移動困難な障がい者が住みなれた地域の中で自立し、社会参加の機会を増やすには、公共交通を整備することが第一ですが、運転免許の取得がネックとなっていることも否定できません。障がい者の運転免許取得を支援するためのバリアフリー化をすすめます。教習所や各種の講習、免許行政窓口で、手話通訳、文字通訳、字幕などの情報保障の整備をすすめます。指定教習所において手動・足動運転補助装置を普及させます。交通の安全と障がい者等の社会参加が両立するよう、障がい者団体を含め、広く各界の意見を聴取しつつ、運転免許の適性試験・検査についても科学技術の進歩、社会環境の変化等に応じて見直しを行います。障がい者の運転免許取得を支援するため、取得費用に対する助成制度を作ります。
- 著作者の音訳を制限する著作権法を改正するとともに、「EYEマーク」運動をすすめます。

6. 生活保護・ひとり親家庭

- 生活保護基準を健康で文化的な最低限度の生活が保障できる水準へ引き上げます。
- 生活保護法の本来の趣旨に添った運用を徹底し、福祉事務所職員の増員や専門性の確保をはかります。貧困率測定調査を行い、数値目標を定めて貧困の削減に取り組みます。
- 生活保護から住宅扶助と医療扶助を切り離して、それぞれを単給で活用できるように制度を改善します。ホームレスやネット・カフェ難民などに対応し、生活保護を受ける手前の支援策として機動的に運用します。
- 生活保護の母子加算、老人加算を復活します。
- 児童扶養手当の父子家庭への支給を実現します。

7. 社会保障としての住宅政策

- 住宅こそ生活の基礎であり、「住まいは人権」です。「住宅先進国」をめざし、住生活の向上と居住の権利を保障するため、「住宅基本法」を制定します。
- 優良な公共賃貸住宅を増やします。入居資格を緩和して、低所得の若者や高中年の単身者などの入居を可能にします。居住者の不安を煽る旧公団住宅(UR住宅)の民営化に反対します。
- 低所得者、中堅所得者、高齢者等に対する住宅のセーフティネットとして適切に機能しうよう、公営住宅制度等の見直しを進めていきます。旧公団住宅や公営住宅を団地居住者にとってのみならず、オープンスペースや緑地、子どもの遊び場、地域の防災拠点など地域社会の貴重な環境資源としても活用します。集合住宅における世代間交流を促進します。
- 公営・旧公団住宅については、居住者の居住の安定と社会不安の進展、空家対策等の観点から、高齢者が安心して住み続けられる家賃や若者も住める家賃へと見直します。また民間借家についても多様な家賃補助制度を導入すべきです。民間賃貸住宅の入居差別を許しません。
- 雇用促進住宅の廃止をやめて、若者の雇用と住まいのために積極的に活用します。
- 子どもを育てる世代、バリアフリーの住宅を望む高齢者世代など、人生の節目に合わせた住み替えを柔軟に行えるようにしていきます。
- 貧困者を食い物にするいわゆるゼロゼロ物件に対する規制を強化します。

1. 子育て支援

(1) 待機児童へ緊急対策を実施します

- 経済危機の影響で、待機児童が急増しています。希望する子どもが入所できるように保育サービスと放課後児童クラブ（学童保育）を量と質の両面から抜本的に拡充します。認可保育所の増設に加え、幼稚園や保育ママ制度などをフル活用します。
- 子どもの教育の出発点として、社会性、平等意識、自発性を身につける就学前教育・保育を充実します。実践を行いながら幼保一元化をすすめます。

(2) 子育て費用を軽減します

- 中学校卒業までの子どもの医療費を無料化します。
- 18歳までの子ども一人あたり月1万円（第三子以降は2万円）を支給する「子ども手当」をつくります（児童手当の組みかえ。財源として配偶者控除や扶養控除の見直しは当面行わない）。

(3) 子どもの貧困の連鎖を止めます

- 児童扶養手当の有期化（現在、事実上の凍結）を撤廃し、対象を父子家庭にも拡大します。生活保護の母子加算を復活します。ひとり親家庭への生活と就労支援を充実します。

(4) 「子ども家族庁」を設置します

- 子どもに関する総合的な政策を一元的に行う「子ども家族庁」をつくります。
- 自治体においても、福祉・教育・母子保健など子どもに関する部署を再編し、総合的な子ども施策の部署をつくります。地域の子育て支援を拡充します。

2. 若者支援

- 18歳選挙権を実現し、若者自身の政治参加の意識を高めます。
- 地域若者サポートステーションやハローワーク等に若者向けの正規専門職を配置・増員し、生活保障、進路・就労相談、職業教育訓練制度の利用方法などのアドバイスを充実します。メンタルな面での支援の場となる「居場所」機能も充実し、ユニオンやNPOとの連携を強化します。
- ニートや引きこもっている若者の社会参加や就労をサポートするために、自治体やNPOと連携して相談窓口など支援システムを整えます。
- 高校、大学、専門学校などにおける職業教育の推進、公的な職業教育訓練機関の拡充で、若者の就労支援を強化します。

3. 男女平等

(1) 女性の人権を守ります

- 選択的夫婦別姓制度、婚外子差別の禁止、離婚後300日問題（子どもの父親が誰であるかを推定する嫡出推定）、婚姻年齢の男女同一化、女性だけに定められた再婚禁止期間の見直しなど、民法改正を実現します。
- 個人通報制度（個人が直接、国際機関に人権侵害の救済を求める制度）など含めた「国際人権規約B規約（自由規約）選択議定書」や「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准をめざします。

(2) 女性の社会参画を推進します

- 政策決定の場における男女平等を推進するため、女性が立候補しやすい選挙制度に変えます。クォータ制の導入、選挙制度の見直し、在職立候補制度の導入、供託金の引き下げなどを検討します。
- アフターマティブ・アクション（積極的差別是正

措置)を通じて、あらゆる分野(公務員・企業・農山漁村など)で意思決定レベルの地位における女性の公平な参画をすすめます。

(3) 女性への暴力をなくします

- ODV(パートナーの間の暴力や支配)を根絶するために、保護命令の改善や加害者教育など含めた施策を強化した「DV防止法」の改正を行います。
- 各都道府県の「配偶者暴力相談支援センター」、市町村の相談窓口の認知度を高め、支援機関のネットワーク機能を強めるよう働きかけます。
- ODV防止教育と情報提供を、民間機関と連携して充実させます。民間の被害者支援団体への資金的基盤づくりを促進します。
- あらゆる性暴力を禁止し、被害者の人権とケアを保障する「性暴力禁止法」をつくります。人身売買を根絶します。「人身取引被害者保護法」をつくります。

(4) リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の確立

- 母体保護法・墮胎罪を撤廃し、出産・避妊・中絶など、女性のからだの自己決定権を保障する「女性のからだと健康に関する基本法」をつくります。
- 学校などの性教育を通して、HIVや性感染症に関する知識や予防について、正しい情報を提供します。
- 医療保健機関の「女性外来」や「思春期外来」、性とからだに関する相談所などをサポートします。

近年、親の経済力や幼少期の生育環境によって、人生のスタートライン以前の段階から大きな格差が生じ、世代を超えて格差が固定化する現象が問題になっています。仮に競争の結果としての格差を認める立場にたつとしても、子どもの教育機会の不平等は認めることはできないはずで、資源がない日本にとって、人材こそが最大の資源でありその源は教育です。社民党は、教育の場を通じた格差の再生産を許さず、すべての子どもたちに公平な学習の機会を保障するための教育改革をめざします。

1. 共に学び、共に生きる、 ゆとりある学校をつくります

- 「改正」教育基本法や教育3法を抜本的に改正し、自由な教育を取り戻します。
- 学習指導要領は大綱の基準（基本的に教えなければならぬ最低限の内容）にとらえ、自治体・学校・保護者・地域住民などの創意工夫で運営できる学校をめざします。
- 国旗・国歌の取り扱い方について、教職員や子どもたちに強制しません。
- 悉皆（全員に対する調査）による全国学力・学習状況調査を中止し、サンプル調査にあらためます。
- 行革推進法における、教職員数の純減を止め、定数を増やします。学級生徒数は20人を目指し、当面は、30人以下学級の早期完全達成をはかります。
- 事務職員、養護教諭、栄養教職員、専任司書教諭、実習教諭、部活動の指導員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員などの配置を拡充します。
- 教材費・図書費等の増額、パソコン整備やネットワークなどICT環境の充実をはかります。学校施設の耐震補強とアスベスト対策を早期にすすめます。
- 教職員の負担をますだけの教職員免許更新制を廃止します。教職員の養成、採用、研修等の改革を

総合的に進め、教職員の適格性、専門性、信頼性を確保します。

- インクルーシブ教育を実現し、障がいを持つ子どもと、持たない子どもが共に学び育つ総合教育と総合保育に取り組みます。

2. 教育予算GDP（国内総生産） 5%水準の実現をめざします

- 対GDP比3%半ばという他の先進国と比べて低い水準の教育予算を、「世界標準」といえるGDP5%水準(OECD平均)に引き上げるため着実な教育予算の拡充をはかります。
- 教育に地域格差をもたらさないよう義務教育費国庫負担制度を堅持し、2006年に3分の1に引き下げられた国庫の負担率を2分の1に引き上げます。
- 高等学校の入学金・授業料を原則無償とします。
- 高等教育（大学、短期大学、大学院等）の無償化に向け、漸進的な無償化を定めている国際人権規約（社会権13条）の留保を撤回し、無償化をめざす姿勢を明確にします。
- いわゆる「骨太方針」に基づく国立大学・高専運営交付金、私学助成費のシーリング・マイナスの方針を転換し、義務的経費の減額は行いません。
- 教育の機会均等を保障するため奨学金・育英制度を充実させます。無利子奨学金の拡充を図るとともに、選考基準については経済的条件のみとする改善も行います。返還義務のない給費奨学金を創設します。
- 就学援助制度対象を大幅に拡大し、保護者負担の軽減をはかります。

3. 学校を「きずな」として、地域社会の 教育力を再生します

- 教科書採択にあたっては、教員の意向が反映されるための条件整備をはかり、保護者・住民参加の

制度的保障なども確立します。この前提の下に、教科書検定制度の廃止を検討します。

- ILO(国際労働機関)140号条約を批准し、職業上必要な技能の修得、地域社会活動への参加等を目的とする長期の有給教育休暇制度を創設します。
- 自然と環境について親も子ども学ぶことのできる体験の機会を設け、農漁村の子どもと都市の子どもが交流するプログラムの推進をはかります。
- 地方教育委員会に予算権を付与し、地域の実態を反映した教育計画の立案・推進を可能とするなど、教育の民主化をすすめます。
- 先進諸国のなかでも低い文化予算を増額し、市民の文化活動への取り組みを応援し、舞台芸術、映画、音楽などへの助成を改善・充実させます。
- 劣悪な状態の芸術・文化活動従事者、アニメなどの「コンテンツ」制作関係者等の労働条件を改善し、労災補償や雇用保険の適用と検討します。

平成の大合併と三位一体の改革、規制緩和の推進によって、生活に身近な公共サービスが大きく後退し、「命の格差」も生まれています。中心市街地は「シャッター通り」と化し、「限界集落」問題も起き、地域は疲弊しています。それぞれの地域の特色を活かし、「生きる営み場」としての元気な地域の再生をめざします。地域のことは地域で決められるようにし、住民が主役の豊かな分権・自治の日本をつくり出します。

1. 分権・自治

(1) 地方に権限と財源を移し、真の「地方分権」を推進します

- 住民ニーズにかなった、「現場からの積み上げ型」の改革案の策定など、地域に根ざした分権・自治の取り組みをすすめます。
- 地方自治法を全面的に検証し、市民自治を基本にすえた「地方自治基本法」を制定します。自治体の重要事項について直接住民の意思を確認するための住民投票を制度化します。
- 道州制には、①住民不在であること、②域内格差の拡大につながりかねないこと、③身近な行政が後退すること、④憲法の規定する直接請求や、地方特別法に対する住民投票の意義が損なわれることなどの疑問があり、道州制こそ分権改革の柱であるという立場はとりません。まず現行の二層制の下での分権を進めるとともに、都道府県を広域的な「自治体」としてもっと住民との関係を充実させていきます。広域の行政課題に対しては、広域連合を活用します。なお、沖縄については、これまでのさまざまな経緯に鑑み、「一国二制度」的な特例的自治制度を検討し、沖縄県民の意思を尊重しながら実現をめざします。
- 権限や財源の移譲、地方に関わる制度改正などについて、政府と地方の代表者等が協議を行う場と

して、「地方行財政会議」を法制化します。

(2) 「三割自治」、「補助金行政」から脱却するため、地方税財政を充実・強化します

- 住民の共同意思に基づいて自己決定できる自治体財政を確立するため、現在6対4となっている国税と地方税の割合を当面5対5にします。将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合をさらに高めていきます。
- 地域偏在の少ない地方消費税を1%から2.5%へと配分割合を変え、地域の医療・介護・福祉・教育等の財源を充実します。地方税を真に自主財源化するため、標準税率を超える税率設定を自治体に任せるなど自治体の課税自主権に対する制約を縮小・廃止します。
- 地方財政計画の策定については自治体との協議のもとに、地方分権、少子・高齢化、環境保全など新たな行政需要を的確に反映させ、地域公共サービスの実態に見合った財源保障を行います。
- 地方の財源不足や格差を補う役割を持つ地方交付税を復元・増額します。地域間の財政力格差は、偏在性の低い地方消費税の充実・強化、地方交付税の財政調整機能の強化を基本に是正を図ります。
- 税源移譲の際に生じる交付税原資の減額分の補てんや、毎年度の財源不足に対応するための交付税の総額確保にあたっては、交付税率の引き上げなど、交付税法第6条3第2項にしたがった制度改正を行うことを基本とします。地方交付税は地方固有の財源であり、その改革にあたっては、地方の役割や行政サービスの水準について、地方と十分な議論を行った上ですすめるようにし、将来的に「地方共有税」に改革することをめざします。
- 地方財政の健全化にあたっては、国家による管理・統制の強化や市場競争原理の徹底ではなく、情報公開、住民や議会による監視の強化を通して、

住民主導による自主的・主体的な財政再建と地域の再生に取り組んでいきます。財政指標を絶対的基準として病院、福祉、交通、環境などの不可欠なサービスの切り捨てにつながることはないよう、政府全体として公共サービスの維持・確保にむけ十分な財政措置を講じるように求めます。

- 国庫補助負担金の改革にあたっては、国と地方の役割分担を踏まえたうえで、国が真に直接的な財政責任を負う部門を除き、国の関与・義務づけを縮減・廃止しつつ、国の財政負担の地方への転嫁や公共サービス水準の低下につながることはないよう、行政水準を維持するうえで必要な税源移譲と一体で進めます。見直す国庫補助負担金のリストは、上から作っておしつけるのではなく、現場と住民の側から積み上げるようにします。
- 自治体の財政力に応じて国庫補助負担率を調整することを検討します。
- 国の直轄事業に対する自治体の負担金を廃止するとともに、国の直轄事業については、第2次地方分権推進計画で示された「全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的事業」に限定します。

(3) 豊かな公共サービスを実現します

- ニーズに合った公共サービスの質・水準の確保を図り、必要とする誰もが利用できるよう、「公共サービス基本法」を生かした取り組みを進めます。指定管理者、市場化テスト、民間への業務委託についての基準とチェック体制を整備します。
- 住民の命やくらしを守る公立病院の役割をきちんと評価し、国として公立病院を守り地域医療の確保をはかるために必要な支援を行うよう求めます。「公立病院改革のガイドライン」を自治体におしつけるのではなく、地域医療サービス確保の観点から、地域事情を考慮し、あくまでも現場の声をしっかり踏まえ、地域の医療を守り充実させていく立場から、各自治体、住民の要望を尊重するように求めます。
- 消費者庁ができましたが、地域の現場で消費者本位の行政が行われる必要があります。第一線の地方消費者行政や相談機能を強化していくため、消費者センターの人員の増員、相談員の処遇改善、消費者生活相談窓口の機能強化や消費者行政の総合的な拡大をすすめます。これらの地方の消費者施策の実施に対する国の支援措置を強化します。
- 適格消費者団体による差し止め請求関係業務の遂行に必要な資金の確保のために、国による財政支

援や税制上の優遇措置を講じます。多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剥奪し、被害者を救済するため、適格消費者団体によるオプトアウト型の損害賠償等請求制度の創設に向けた検討を行います。

2. 地方再生

- それぞれの地域特性に根ざして経済再生をはかろうとする「地産地消」、「地域通貨」、「福祉事業とワーカーズコレクティブ」、「コミュニティビジネス」、「リビング・ウェッジ（生活保障給）」、都市と農村をつなぐ施策などの自主的努力をバックアップします。
- 地域住宅産業は環境にやさしく地域の雇用や経済など裾野が広い効果を持っています。循環型社会にふさわしい木造住宅建設の振興に努力します。建設技能者の育成を図るため、職業関連助成金の確保、業界全体で建設技能者養成に取り組むための建設技能者養成基金（仮称）を創設します。
- 元請け建設業者の倒産に伴う下請け労働再建の優先確保、公共工事の設計労務単価の改善、建設労働者の違法派遣の実態調査の実施、監督強化等を通じて建設労働者の労働環境の改善を図ります。
- 公共投資や社会資本投資によって得られる開発利益を自治体に還元する制度を創設します。
- 地域社会全体の財産としての「歴史的環境」（すぐれた「町並み」や「景観」など）を守り、再生します。産業遺産を観光資源として活用します。民謡・民話・生活技術など民衆文化の担い手に対する助成・育成策を強化します。
- 改正建築基準法施行の結果、建築確認の審査が厳格化され、住宅着工戸数をはじめ産業界や公共の建設投資も急減し、「官製不況」ともいえるべき社会的な大混乱を招いています。これは、実務を知らない官僚・学者や巨大な外郭団体、天下り団体によって、現実離れの弥縫策で粉塗してきた国交省の施策の失敗といわざるをえません。安全性よりも安さや効率性を追求する異常なまでのコスト削減競争、手抜き工事等を生み出す元請—下請—孫請という重層的多重下請・ピンハネ構造、「設計」、「施工」、「監理」の「三権分立」の崩壊、建築士の施工業者への従属による不適正な業務や「名義貸し」の横行、ずさんな建築確認・検査の実態、規制緩和・民間開放の流れといった構造的な問題に踏み込んだ抜本的な対策が必要です。改正建築基

準法について、徹底的に検証し、建築確認申請のあり方を実務にあわせて見直します。適正マンパワーの確保、一級建築士の専門化（意匠、構造、設備）及び地位向上と責任の明確化をはかるようにします。また、伝統構法や大工技術の継承、木の文化の発展に配慮するものとなるようにします。

- 建築の質を高め、社会を豊かにするため、建築物を社会資産とみなし、建築主・所有者の財産権と周辺環境との調整の原則を示すような「建築基本法」の制定をめざします。
- 地域の合意を重要視して街づくりを進めようとする自治体や市民の努力を大切にします。この間の規制緩和が地下室マンションや超高層建築物等を可能にし、住環境破壊を招いています。まちづくりに係る法制度を分権・自治の観点で見直すとともに、条例での確かな規制ができるようにします。
- 過疎地域の振興を図るとともに、限界集落（住民の減少と高齢化がすすみ、65歳以上が半数以上になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になっている集落）をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、新たな過疎対策法を制定します。山間地域の自然環境や国土保全、水源涵養など多面的な機能を評価するとともに、農林業や地場産業の振興、生活交通の確保、医療の確保、雇用の確保、教育環境や道路・上下水道・情報通信基盤の整備、生活環境の改善など、地域に応じたきめ細やかな定住対策をすすめます。自然環境、景観等の維持・保全に対する支援を行うとともに、森林の管理、農地の活用、地域資源の活用等、過疎地域の特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出します。また、地方交付税の充実強化、過疎対策事業債の拡大、過疎市町村に対する新たな交付金や過疎対策基金制度を創設するなど、過疎地への財政支援を充実します。

3. 人・まち・環境にやさしい交通

- 少子高齢社会や環境問題に対応する交通システムが求められています。「クルマ社会」の行き過ぎを転換し、公共交通を基盤に置いた人と地球にやさしい総合交通体系の確立をめざします。「誰もが、いつでも、どこからでも、どこへでも」安心・安全・快適に移動できる権利を保障するため、「交通基本法」を制定します。
- 地域の公共交通を守るため、「公共交通は赤字でも福祉など他の分野で便益を生む」という考え方

で、「公共交通の確保および経営調整に関する特別措置法」を制定するとともに、地方の生活バス路線や地方ローカル鉄道に対する財政支援を強化します。一般財源化された道路特定財源を、「クルマ社会」の負の側面を軽減する政策に充当することとし、環境対策・森林整備や鉄道整備、生活交通の維持、交通事故被害者対策等に振り向けます。

- フェリーや離島航路、離島への航空路線への支援策を強化します。
- 民営化された高速道路各社に料金割引分を税投入し、効率化や営業努力と関係なく料金保証をする政策は、交通モード間の不公正な競争をもたらすものであり、受益者負担原則や地球温暖化対策、環境問題、財源問題、モーダルシフトや総合交通政策との整合性、地域生活交通への影響、地域雇用等の観点から問題があります。国は公共交通や物流などのすべての交通モードに対して必要な対策を講じるべきです。
- 道路・鉄道・空港・港湾といった社会資本を総合的に整備するため、特定財源、特別会計をはじめ、すべての交通関係予算を総合化した「総合交通特別会計」を設けることを検討します。
- 「運輸安全基本法」を制定し、運輸事業者・行政の安全責任の強化、被害者ケア等を充実するとともに、運輸安全委員会をアメリカのNTSB（国家運輸安全委員会）にならひ、国土交通省から独立させ、体制・権限を強化し、独立した調査活動ができるようにします。安全投資に対する支援措置を充実します。安全面を監視・指導する部門を国土交通省に設けます。
- エレベーターをはじめとする生活空間事故を対象とする調査機関をつくります。
- 建設コストがかなり抑えられ、人と環境にやさしい生活交通体系である超低床車両を使用した新しい路面電車(LRT)への支援を強化します。
- マイカーに依存せず公共交通を活用した、エコ通勤を導入する企業への支援策を講じます。
- 歩行者専用のショッピングモールに公共交通を運行させたトランジットモールなど、公共交通をまちづくりにいかし、街ににぎわいと魅力を取り戻します。「ショップ・モビリティ」(電動スクーターや車椅子などを無料で貸し出し、必要に応じてボランティア等の付添いも行うことによって、移動が困難な人が自由に商店街の中をみて回ったり買い物をしたりできるサービス)を推進します。
- 規制緩和の検証を踏まえ、弊害是正をめざし、交

通に関する社会的規制を強化します。ツアーバス問題に対する運行管理の強化や監査の徹底を求めます。

- タクシーも公共交通と位置づけ、運転者の資質の向上のためのタクシーの運転者資格制度の創設、タクシー適正化事業実施のための機関の設置を行います。タクシー運賃の抜本的な制度の見直しを行います。
- 自動車乗入制限、パーク&ライド、公共交通の利用拡大、貨物輸送のモーダルシフトの推進、自家用車での移動削減などで環境にやさしい交通システムをつくりまします。
- 「人にやさしい」視点で歩行者安全策を追求し、楽しく歩ける歩道整備を進めます。横断歩道のエスコート・ゾーンや音響型信号機の整備を推進します。踏切の歩道設置や、踏切への点字ブロック設置を進めるなど、人にやさしい踏切にします。
- 自転車道の整備、自転車通行帯の設置を推進します。
- 歩車道の完全分離を推進するとともに通行区分の明確化を徹底し、またスクールゾーンの増設やコミュニティ道路の充実を図っていきます。事故発生時の前後の走行情報を記録するドライブレコーダーの義務化をすすめていくとともに、飲酒した時に自動車を発進させないインターロック装置を普及させます。交通事故被害者のケアを充実するとともに、事故調書の早期開示を検討します。
- すべての人が利用しやすい交通を創るため、鉄道駅やバス、旅客船、空港のターミナルのユニバーサルデザイン化をすすめます。バリアフリー車両開発の財政支援、可動式ホーム柵やホームドアの設置、エスカレーターへの点字誘導ブロックの敷設を推進します。音声や接触・発光ダイオード方式による情報提供装置の普及、見やすく分かりやすい案内表示の整備、ホームや改札等における人的サポートを強化します。シルバーパスの充実、障がい者割引に対する公費負担制度の創設等を進めます。利用者や当事者の声を交通政策に反映できるようにします。
- JR不採用問題の解決に取り組みます。
- 航空法が適用されない航空持株会社に対する適切な規制を講じるとともに、空の安全確保に万全策を求めます。
- 船内における旅客の迷惑行為等防止のための法整備を図るとともに、海運を中心とした総合的な施策を推進するため、海運基本法を制定します。

- 日本海に面する北東アジアの諸国の都市間の政治・経済・技術・文化交流や、住民同士の相互交流を促進することを通じて、「環境共生」型の環日本海構想を推進し、日本海が「平和と繁栄の海」になるように努力します。

4. 郵政民営化の抜本的見直し

- 「日本郵政」「ゆうちょ銀行」「かんぽ生命」の株式処分を凍結するための法案（郵政株式処分凍結法案）を再提出し、速やかに成立させます。また、国民共有の財産である「かんぽの宿」をはじめとする郵政関係の施設・不動産の譲渡・廃止条項も見直します。
- 郵政民営化の抜本的見直しのために、「郵政事業改革法案」を国会に提出し、速やかに成立させます。この法案には、①郵便のみならず、郵貯・かんぽのサービスについてもユニバーサルサービスの義務を課し、全国の郵便局を通じあまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法で利用できる仕組みを再構築するとともに、地域金融や中小企業金融の核としての役割の見直しを行うこと、②国民利用者の利便のため、国民不在の「郵政事業の4分社化」を見直し、郵便局における郵政三事業の一体的サービス提供を保障する仕組みを構築すること、③郵政事業の機動的経営を確保するため、経営形態は株式会社とするが、同時に郵政事業が国民の福祉の向上を目的とするものであることを明確にし、国が株式の全部を保有することを原則とすること、④郵便貯金、簡易保険を子会社とする場合には、子会社を完全に支配できる比率の株式保有を義務付けること、⑤親会社、子会社間の取引には消費税を課さないこと、⑥郵便貯金、簡易保険は、簡易な手続きで提供できるよう銀行法、保険業法を適用せず、これに代わる郵便局独自の規制を設けること、⑦郵便局は地域のワンストップ行政の拠点としても活用し、地域の発展に寄与するものとするなど盛り込みます。
- 郵便局ネットワークをNPOや自治体と連携・協力し、高齢化社会や地域コミュニティの再生のための生活拠点、地域防災や災害時の拠点として活用します。
- 「地域いきいき・みどりの郵貯改善プラン」を策定し、①地方への郵貯資金の供給、②地域の住民ニーズにあう「小さな公共事業」の推進、③中小ビジネス、ベンチャー企業、再生可能エネルギー

産業、女性の起業、NPO、ワーカーズコープなどへの社会的責任投資、④地域福祉寄付推進の積み立て貯金サークルの創設、⑤民間保険に入れない人への保険サービスの提供などをすすめています。

- 本務職員とほぼ同一の基幹作業を行っている非常勤職員の身分・待遇について同一価値労働・同一賃金原則を徹底するとともに、安易な雇い止めは認めません。
- 第3種、第4種郵便制度を維持し、社会政策・福祉的サービスの現行水準を維持します。さらに、NPOなど非営利・市民活動団体の差し出し郵便物への低額料金制度を検討します。

5. 警察改革の推進

- 警察が真に市民生活の安全の守り手として、国民からの信頼を回復するためにも、住民代表や有識者など外部の第三者による監視機構を設置します。
- 警備公安警察のあり方や機動隊の大胆な見直しを行い、防犯や交通安全など市民生活に密着した刑事部門、生活部門、交通部門の現場を重視するなどによって、「空き交番」をなくしていきます。警察署や交番の再編に当たっては、関係自治体や地域住民の声を尊重するようにします。

6. 市民活動支援の促進

- 地域や社会の担い手としてのNPO活動を推進するため、NPO法・NPO税制を抜本改革し、NPOを支援します。認定NPO法人の要件緩和や寄付金控除などの税制改革を実態に即して行います。
- 安上がりの行政のための手段としてではなく、NPOをはじめとする市民の自主的・自発的な活動と、公共サービスの担い手である「公」との連帯と協働をすすめます。
- 市民が自発的に出資した資金により、地域社会や福祉、環境保全のための活動を行うNPOや個人などに融資することを目的に設立された「市民の非営利バンク」(NPOバンク)を支援します。
- 「協同労働の協同組合」の法制化をすすめます。

7. 豊かな言論・情報環境の実現

- 図書館を、「知の広場」と位置づけ、従来の予算を

倍増し、多種多様な資料を取りそろえ、専門職員による支援が可能な環境を作り上げます。

- 電波や放送に関わる事業体の選定に関し、権力の介入を許さないためにも、先進諸国と同様に、現在の行政官庁ではなく、独立した第三者機関に委ねる制度作り着手します。
- 利用者保護、青少年対策が国家管理と混用されることのないよう、インターネットの環境整備に取り組みます。「有害」や「不正」な情報の扱いについて、直接的な法規制ではないメディアの自律的な対応システムを生かすかたちでの対応を強化していきます。青少年への啓発・啓蒙を充実させ、被害の未然防止と速やかな救済を可能にします。
- インターネットの発達とともに、放送との「融合」が進行している現在、「情報通信インフラは国民の資産」という認識に立ち、新たな法整備に臨みます。「表現の自由」は民主主義の基盤です。市場性や効率性に惑わされることなく、国民全体の利益の基礎を見据えて改革を行うべきで、自由な表現活動が実現する社会をめざし、ビジネス優先での情報分野の規制緩和や公的介入の強化には反対です。
- 地上デジタル放送移行に際しては、低所得者への受信機や、チューナー貸与や電波障害地域の解消など引き続き求めていくとともに、ビル陰などの新たな難視聴問題、マンションなどの共同視聴設備の対策、デジタル波が届かないテレビ難民や経済弱者への支援を強化します。また、障がい者の要求への対応を強化します。バスやタクシーの無線改修などについても必要な対策を講じます。地デジ対応テレビの普及率や低価格チューナーの対応、諸対策の状況などを踏まえ、場合によっては、延期することも含めて検討します。
- 地上デジタル放送移行では、電波に空きがでるため、適正な審査により、幅広く電波利用を認め、市民にも空き電波を使う道を開きます。一般市民のメディアへのアクセス権を保障するため、既存放送局に市民作成による番組放送枠を設けるよう働きかけるとともに、パブリック・アクセスチャンネルを整備し、諸外国では一般的な市民による放送事業(コミュニティメディア)にも道を開きます。
- インターネットを利用できない人々に対して、自治体などを通じての支援事業を推進します。また、通信条件の悪い地域への対策も行います。
- NHKに対する信頼性の回復、良質な番組の製作

・提供こそ受信料に対する理解を得る唯一の道であり、国営放送化も安易な民営化もとりません。NHKが市民の負託に応える公共放送の担い手として真に再生するよう強く求めていきます。視聴率主義に走ることなく、国民の闊達な議論を呼び起こすような番組や、視野の広い報道ができるよう、組織改革を支援します。地域スタッフの雇用を守ります。また、女性職員が全体の10%と、ジェンダーバランスを欠く状況にも改善を求めます。会長、経営委員候補の市民推薦制度を検討します。

○携帯電話の基地局建設等に対する基準を整備します。電磁波暴露を減らすための法律を整備します。

8. 中小企業支援の充実

○景気悪化と仕事の減少に苦しむ中小・小規模企業、個人事業者に対する経営や資金繰り、仕事づくり、人材育成・後継者確保などへの支援を強め、日本経済の原動力である中小企業の発展を図るとともに景気回復、地域経済の活性化、雇用・内需拡大につなげます。

○地域の暮らし・防災・みどり・環境・教育・農工商連携・公共交通を重視した身近な公共事業を増やし、中小企業の仕事づくりにつなげます。

○一般歳出の300分の1規模しかない中小企業対策予算（09年度当初1890億円）を4000億円以上に増やし、中小企業の基盤づくり（経営、技術、開発など）に活用、従業員の研修・育成、円滑な事業継承などを支援します。

○中小企業に対する法人税は、税率を11%に引下げるとともに適用所得を1600万円に引き上げます（現行：所得800万円以下は18%）。大半の中小企業を対象にしている特例同族支配会社役員報酬の給与所得控除の損金不参入措置は、弱いものいじめの税制であり、即廃止します。人材投資促進税制の対象を社内研修やOJTにも拡大します。

○日本政策金融公庫や商工中金など政府系金融の民営化を見直し、中小企業の拠りどころとなる公的な融資機能を強化します。セーフティネット貸付（日本政策公庫）の融資・返済条件を緩和、緊急保証制度（信用保証協会）は全業種に拡大、無担保・無保証枠は1億円以上に拡大、返済期間を緩和します。「信用補完制度」は保証料率を引き下げ、責任共有制度は、小口零細企業保証制度の上

限引上げなど見直します。

○地域の信用金庫・信用組合の健全な育成・発展を図ります。

○民間金融機関による貸し渋り・貸し剥がしを厳しく監視、防止します。貸出条件の緩和は不良債権に該当しないなど「金融検査マニュアル」の周知・徹底を行います。担保や個人保証に依存しない融資の促進など資金調達の多様化を図ります。

○中小企業向けの雇用調整助成金や地域雇用開発助成金を拡充し、支給額の増額、納付時期を早め、助成率を引き上げます。人材対策基金の拡充、中小企業雇用創出人材確保助成金の復活、事業承継円滑化予算を上積みします。

○将来の日本を担う中小企業の経営者や後継者、技術者、ものづくりなど人材を育成するため、公的な職業訓練施設・職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）などを充実、大学や教育研究機関との連携を強めるなど職業能力開発を促進します。

○キャリア形成助成金など教育訓練への助成制度の活用を柔軟化し、高専等活用中小企業人材育成事業は高校にも拡充、若年者安定雇用促進奨励金（トライアル雇用制度）の対象年齢と支給額の拡大をはかります。

○公正な下請取引を実現するため、大企業による一方的な下請け単価の決定や不当廉売・優先的地位の濫用などの横暴を許さず、運用基準の監視・監督機能などを強化し、不当な利益を吐き出させる課徴金の導入を盛り込んだ下請法改正に取り組みます。

○官公需法に基づく中小企業向け発注枠の維持・増大と目標額の増額（6兆円規模）、中小零細企業の受注機会の増大を図ります。

○地場産業や伝統産業への支援策を拡充し、産地振興、需要開拓、生産額の向上、人材育成に取り組みます。

○大企業の子会社による事業協同組合への加入が、地域の中小企業活動に悪影響を及ぼすおそれがあることから加入を制限します。

○日本版「地域再投資法」（金融アセスメント法）を創設し、民間金融機関に中小企業、NPO、中低所得者層などへの公正な融資を義務づけるとともに、金融機関の活動を評価し、地域雇用の創出、地場産業の育成、地域経済の活性化につなげます。

○「スモール・ファースト」（小企業を第一に考えよ）を明確にし、持続可能な成長、多くの雇用創出と社会的連帯を柱とする「中小企業憲章」を制

定し、中小企業政策の基本方針とします。

- 経済産業省による大企業優先の産業振興策から独立し、中小企業の地位向上と政策の充実を図るため中小企業担当大臣を設置します。
- コンビニでの見切り販売など不公正な取引方法を規制し、公正かつ希望あるフランチャイズビジネスの振興、オーナーや労働者の生活を守る「フランチャイズ振興法」(仮称)を制定します。

9. 災害対策

- 「災害列島日本」から「防災先進国日本」への転換をめざし、災害に強い国土をつくります。
- 中心市街地の再開発、住宅密集地の再開発でも虫喰い状態の土地を積極的に買い上げ、都市公園整備、緑の空間の確保を優先課題として取り組みます。電気・電話等の系統の多重化、避難場所や消防水利の整備、オープンスペースの活用等による災害に強いまちづくりを計画的に推進します。災害時の情報システムの整備、食料・医薬品の備蓄、地震観測・研究の強化をすすめます。
- 道路や橋梁、公共施設の耐震性を強化します。特に小中学校の耐震化を急ぎます。
- 市街地での「無電柱化」率は一割強にとどまっていますが、景観を改善するだけでなく、歩行者や自転車が通行しやすくなり、交通事故を防ぐ効果もあることから、電線の地中化、共同溝の整備も加速します。
- 洪水ハザードマップなどの防災マップの普及と住民参加の防災・救援計画の策定を促進します。「ゲリラ豪雨」災害に対応できるよう、都市水害対策を強化します。「雨水浸透ます」を各住宅の敷地に埋め込み、水害対策とともに、都市化で枯れた地下水の再生にもつなげ、池や川をきれいにします。
- 高齢者や障がい者、外国人をはじめとする災害弱者への対策を日頃から講じるとともに、大地震の際の帰宅難民対策や高層マンション住民向け対策を強化します。福祉避難所の設置をすすめます。
- 被災者生活再建支援法について、支援金の支給限度額や住宅の被害認定のあり方、半壊世帯に対する支援等の点での改善を図っていきます。
- ダム中心の治水対策から脱却し、河川改修や森林保全の治水対策への支援策を強化するようにします。「雨水浸透ます」を活用し、水害対策とともに、地下水再生で池・川浄化をすすめます。アメリカのハリケーン被害も踏まえ、国内の高潮・洪水対

策が十分かどうか再点検します。

- 鉄道の災害復旧支援制度の見直し、災害予防のための施設強化に関わる費用を助成する補助制度の拡充を検討します。
- 消防機関を地域に暮らす住民の安心の拠り所として、災害の未然防止から、発生した場合の即時対応、被災者の社会復帰や救済まで、総合的に情報やサービスを提供する「地域安全安心センター」をめざして改革していきます。
- 「消防力の整備指針」を目標として、地域の実情に即した各自治体における消防職員・消防資機材の整備を進めます。消防用ヘリコプターの配置の増強や緊急消防援助隊の装備資機材の充実をすすめます。消防車と救急車の機能を併せ持った「消防車」の導入をすすめます。
- 周辺住民生活への影響やいつ噴火するかもしれないという不安に応え、火山活動・噴火ポテンシャル評価のための移動観測装置の設置、プールクリナーの設置、学校における空調設備の普及促進、降灰による身体への影響調査のための特別健康診断予算の確保、降灰除去事業の採択基準の見直しと事業量の確保、道路降灰除去車両の買い替え推進、防災営農対策事業の推進等、火山対策の充実強化に努めます。

世界的な食料不足と穀物価格の上昇、WTOやFTA・EPAによる農産物の自由貿易化の拡大、米価下落と食料自給率の低下、担い手の高齢化と減少、農山村の疲弊、食料品への不信など農業・農村・食料をめぐる危機的な状況を打開し、地域社会と一体化した持続可能な農林水産業、豊かな農山漁村をめざします。

1. 農業

- 農業のもつ多面的機能、農山村地域の発展、担い手確保、食料自給率向上の観点から、大規模農家だけでなく、米・麦・大豆など主要な農産物を生産するすべての販売農家に対し、生産費と販売価格の差額を給付金として直接支払いする所得補償制度を導入します。中山間地域の維持や環境保全の面から直接支払（中山間地支払、環境支払）を上乗せします。
- 日本は世界最大の食料輸入国であり、世界的な食料不足・高騰の中で、自国の食料生産を強化し、食料自給率は60%をめざします。特に自給率の低い穀物など飼料自給率を40%、大豆や小麦、油脂類、果樹の自給率向上をめざします。
- 飼料稲・米、米粉の生産、水田放牧による耕畜連携、大豆トラスト、菜の花プロジェクト、えさ米のアルコール化など水田の多面的利用を推進します。小麦の20%を米粉で、飼料の30%を飼料米・稲でまかなう「田んぼの底力をいかす農業改革法」をつくり、水田を再生します。直接所得補償の導入とセットで強制的な減反（生産調整）は廃止します。政府備蓄米は、現行の回転備蓄方式・100万トンから、棚上げ備蓄方式300万トンに変更し、加工や援助用に放出し、大豆や飼料などの備蓄を増やします。米や乳製品などスーパー・小売サイドの市場支配力を見直し、生産者の所得向上につなげます。
- 有機農業・農産物、減農薬農業、地産地消・生消費、市民農園・体験農園を広げます。
- 優良農地は470万haを確保するとともに、一般株式会社による農地取得や長期貸借は厳しく制限します。自治体や農業委員会の人員・体制を拡充し、優良農地の転用・改廃は原則禁止とし、規制を強めます。家族農業を守り、多面的機能の維持、農村の振興、持続可能な農業、水産・林業との連携をいかした地域主導の農地政策をすすめます。
- 都市農業（農業産出額と耕地面積の3割を占める）の保全・振興を強め、新鮮・安全な農産物の提供、市民や子どもの農業体験の場、みどりや景観の形成、生物多様性、災害防止、温暖化防止などの機能を高めます。生産緑地制度に伴う税負担を軽減します。市民・体験農園を広げ、直売への支援、農山漁村との共存を図ります。
- 食の安全・安心にむけて、すべての飲食物品に流通経路を明確にするトレーサビリティを導入し、外食・中食産業など原料原産地の表示を義務化します。複雑な食品表示制度・関連法を見直し、消費者の選択権確保のための「食品表示法」を制定します。
- 汚染米流通の再発防止や国による予防原則の基準の明確化など政府の責任を強めた総合的な食品安全行政をつくります。農薬や食品添加物を削減し、遺伝子組換え食品の表示義務対象を拡大、受精卵クローン牛の表示を義務化します。生産者や消費者の立場に立った米穀検査・表示制度をつくり、人体や環境に影響をおよぼすおそれがある「食品への放射線照射」は認めません。
- 輸入農畜産物・食品に対する監視を強化し、食品衛生監視員を増員、罰則を強化します。
- 米国産牛肉の輸入条件緩和には反対、再リスク評価の実施などBSE対策の強化を求めます。消費者の信頼が高く、データ取得のためにも全頭検査を当面継続します。
- 食と農の結びつき、コメを中心とした日本型食生

活を普及するため、学校給食の週4回以上は米飯とし、地場産の活用促進、自校方式の促進と国の助成拡大、栄養教育の定着、伝統料理の評価と味覚・調理授業、農業体験や給食用の田畑づくりなど食農教育を充実します。

- WTO農業交渉では、重要品目の関税削減や低関税輸入枠の拡大は認めません。国境措置や国内支持の柔軟性の確保、途上国の発展、環境保全、食の安全など農業の価値を高め、各国の食料主権を守り、一次産業を活性化する公正な貿易ルールを求め、WTOを改革します。MA米は削減・廃止をめざします。小麦や乳製品、砂糖など重要品目の関税撤廃をめざす日豪EPA交渉は、日本農業や地域経済に壊滅的打撃を与えるおそれがあり反対します。農産物の輸入拡大、国内農業の縮小につながるEPAやFTAには反対します。
- 後継者・新規就農者への助成制度を設け、新規就農者を増やします。フランスなみの青年農業者への助成金制度（一人当たり年間200万円以上）の創設や低利融資制度の拡充により、毎年の39歳以下の新規就農者（現在1万人）を大幅に増やします。
- 農業振興公社での稲作オペレーターの創設など人件費を補助します。酪農ヘルパー・コントラクター制度など営農集団組織への人件費を補助します。農業スタッフ育成制度をつくり、コメの営農受託組織に派遣します。
- 畜産業の自給体制を確保し、所得補償の導入で経営を安定化します。安全・安心な牛乳・乳製品、食肉の国内自給体制を確保するため、自給飼料基盤に立脚した酪農畜産の推進体制を図ります。牛乳や乳製品、食肉生産に対し再生産が可能となるよう、販売価格と生産費の差額を所得補償する制度を導入します。
- 野生鳥獣害対策は、多様な森林の造成、里山の整備や農耕地の利用（放牧など）など農林業の再生と農山村の活性化をはじめ、生物多様性の保全と動物との共生、鳥獣行政の人材育成をすすめます。
- 北海道のビートや沖縄のサトウキビなど甘味資源作物を振興、果樹・野菜の国内消費を向上します。

2. 森林、林業

- 森林整備の加速化と緑の担い手育成、森林吸収源の確保、地域材の利用拡大により、林業振興、山村の活性化を図ります。

- 国土の7割を占め、水を育み、国土を守り、自然環境との共生、資源の循環利用など多くの宝をもつ森林を再生し、持続可能な森林をつくります。天然生林や種の多様性をいかした適切な除間伐、空気や水などの環境保全、木材生産の増加につなげます。
- 地球温暖化防止・京都議定書で約束した森林吸収源▲3.8%（1300万炭素トン）の目標を達成するため、森林吸収源10カ年対策をはじめ、毎年20万haを追加した年55万ha（2012までの6年間で330万ha）の間伐など森林整備を加速化します。必要予算額である毎年度1330億円の追加的森林整備費を当初予算で確保します。
- 森林整備の促進にむけ、国が主導して地域の林業事業体の育成整備、不安定な林業労働者の賃金や安全・定住などの処遇改善、事業計画の前倒しを図ります。不在村の森林（約330万ha）は国が責任をもって買い上げ管理するなど適切な森林整備、所有者対策をすすめます。
- 長期的な林業専門家の育成にむけて、緑の雇用制度の拡充で1万人、緊急雇用対策で4万人の労働者を確保するとともに、高校や大学での林学教育を充実し、技術をもった林業就業者10万人（現在5万人）を確保します。林業への直接所得補償制度を導入します。
- 山村政策を強化します。中山間地域の多様な資源（水田、林野、自然環境など）を活用し、地域社会の活性化、農林複合の推進、上流と下流の連携を強め、第一次産業の振興を図ります。
- 木材輸入大国である日本は、世界的な違法伐採や乱伐、農地開拓などによる森林減少と環境破壊を防止するため、違法な外国産材の流入規制・監視を強化し、国産材の利用を拡大します。
- 地域材や山に置かれた間伐材を製品やエネルギーなどに有効活用し、木材自給率（現在23%、国内生産量は1931万m³）や木材産出額の向上を図ります。学校など公共施設での地域材利用の義務づけや木質バイオマスの利用を推進します。
- 森林行政の独立法人化はやめ、国有林事業（764万haを所有）は、その公益的機能からも一般会計で事業を行い、林野庁による一元的・一体的管理を基本とした実施体制をめざします。
- 50年先を見た国有林や民有林の長期展望をつくり、森林路網をきちんと整備し、高性能の機械による木材収穫、地域のフォレストラー（森林官）による森林管理、森林学校による林業の担い手育成

・実習、木材バイオマス利用など持続可能な森林をつくります。これらにより、木材産業および山村・中山間地域経済を活性化し、財政、雇用、脱化石燃料に貢献します。

3. 水産・漁業

- 藻場・干潟の復元など浅海の生態系を守り、沿岸漁場、豊かな里海を再生し、漁業を支援します。
- 漁業者への直接所得補償制度を導入し、水産資源の回復、水産業の振興、持続可能な漁業をつくります。
- 漁業者の労働環境を改善し、暮らしや人権を守ります。沈没事故による人命の救出体制を確立します。漁船漁業を守るために漁船員の福利厚生、特に社会保障制度の充実を図ります。
- 原油・燃料高騰にあたっては、国の責任で燃料代の直接補てん、休業補償、燃料高騰緊急対策基金の改善などを行い、漁業者・漁村を守ります。
- 資源の回復と持続可能な漁業のため、ABC（生物学的漁獲許容量）、TAC（総漁獲可能量）、IQ（個別漁獲割当）を、魚種に応じて組み合わせた資源管理をすすめます。
- 漁獲制限や輸入制限を行う場合には補償措置を講じます。また密漁や違反船を取り締まり、資源の枯渇防止に取り組みます。国際的資源乱獲に歯止めをかける新たなルールづくりに努力するとともに、国際的な資源保護措置を損なうすべての違法・無法漁船の廃絶とその漁獲物の日本市場への輸入を禁止します。
- 漁獲量が減少している魚種や魚体選別機が使用されている漁種については、資源状態をより正確に把握できる調査研究体制を整備するとともに、資源保護策が的確に運用できるように取り組みます。沿岸や閉鎖的水域の海水汚染を調査し、対策を講じます。
- 漁獲の合理的な管理、漁業資源保存、鉱物資源・海洋微生物資源等の開発に当たっては、海洋生態系に配慮して行うようにします。
- 産地ブランドの確立、産直や直売を支援するとともに、量販店による価格支配体制を見直し、漁業者の経営安定、所得向上につなげます。
- 漁業の持続的な発展、魚が主菜になる日本型食生活の普及のため、魚文化の復権、学校給食への魚の安定供給にむけた支援をはかります。

人間と自然の共生が図れる社会をつくるため、人間のあらゆる活動を、自然や他の生物の再生（再生産・循環）が可能な範囲にとどめ、脱化石燃料、地球温暖化防止をすすめ、環境優先の経済、循環型の持続可能な社会システムの構築をめざします。

- 京都議定書の目標達成（温室効果ガスを90年比6%削減・約束期間2008～2012年、90年排出量は12億6100万トン）、地球温暖化防止、脱化石燃料に取り組み、気温上昇を2℃未満におさえるため、IPCC報告を踏まえ、温室効果ガスを2020年までに90年比30%、2050年までに80%削減します。
- 自然エネルギーの導入を促進します。太陽光や風力発電を電力会社が一定の価格で買取る「固定価格買取制度」を導入します。すべての国公立学校や公共施設への太陽光発電設備の導入をすすめます。
- 自然エネルギーや省エネを推進するため、電力の供給・管理を調節・最適化するスマートグリッド（次世代・賢い送電網）の導入・普及をはかります。
- バイオマスなど、地域循環型の自然エネルギーを大幅に拡充し、雇用をつくり、地域振興をはかります。
- ORPS法は目標値が低く、自然エネルギー導入の妨げになっていることから廃止も含めて見直し、「自然エネルギー促進法」の制定をめざします。
- エネルギー特別会計は、原子力重視から自然エネルギーに大幅シフトします。EUの共通エネルギー政策の目標なみに、2020年までに自然エネルギーの割合（現在2%）は20%をめざします。
- 地域循環型のエネルギーシステムを構築するため、地域環境エネルギー事務所を全市町村に創設し、自然エネルギーアドバイザーを配置します。
- 企業にも社会的責任を求める対場から、経団連の自主行動計画に依存した自主参加型の国内排出量取引制度はやめ、政府が総排出量の上限を決め、産業界などに排出枠を配分する「キャップ&トレード型」の国内排出量取引制度を導入します。
- 環境税や炭素税(CO₂排出量に比例)の導入、揮発油税など既存エネルギー諸税のグリーン化をすすめ、社会保障や森林整備、温暖化対策などの財源にします。逆進性に配慮し、税収中立を原則とし、一次産業や中小企業に配慮します。
- 電力会社による地域（全国で10）や垂直的（送電・発電・売電）な独占体制を見直します。公共財である送電部門は開放、発・送・配電の事業会社に分離するなど自然エネルギー由来の電力を優先し、市民参加のもとで新たなルールづくりをすすめます。
- 脱原発をめざし、核燃料サイクル計画を凍結し、使用済燃料の再処理、プルサーマル計画を中止します。原子力発電からは段階的に撤退します。とくに耐震性に問題のある原子炉は速やかに廃炉にします。
- チソの分社化と患者の切り捨ては認めず、国の責任を明確にした水俣病の解決にむけて、国・県による不知火海一帯の地域住民の健康調査を実施し、被害実態を明らかにするとともに、被害者の救済・補償、地域の再生に取り組みます。
- 「石綿健康被害救済法」を見直し、迅速で隙間のない救済を実現します。補償の請求権の確保、給付水準・内容の引き上げ、長期的な健康管理制度の確立など、救済を拡大します。
- アスベスト全面禁止を実現するとともに、アスベスト対策を一元的に推進するために「アスベスト対策基本法」を制定し、ノンアスベスト社会をめざします。
- 被害者と家族、労働者、市民等の代表をふくめた「アスベスト対策委員会」を設置し、アスベストに関する総合的な政策に当事者の声を反映させます。
- 排出者責任・拡大生産者責任の徹底・強化を図るとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の優先順位を明確化し、生産段階での抑制、

再利用の促進など循環型社会を形成します。不法投棄への監視を強め、廃棄特許法の適用期限を延長します(2013年3月末で失効)。焼却重視、リサイクル中心、埋め立てなどの自然破壊、健康被害につながるごみ行政を転換します。個別法で規制している各種リサイクル対策(容器包装、家電製品、食品、建設資材、自動車など)は、LCA(総合的な環境影響評価)や循環型社会形成推進基本法のもとで見直します。

- 総合的な化学物質対策を進めるため、予防原則の徹底、総量削減、情報公開、ライフサイクル管理、市民参加、国際的協調を柱とした総合的な「化学物質管理基本法」を制定します。WSSDの目標である「2020年までに化学物質によるリスクを最小化する」(ヨハネスブルグサミット)を実現するため、早期にSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)の国内実施体制をつくります。
- 各種環境基準を弱い存在である子どもの立場から見直し、健康や環境調査を実施します。住宅地や学校、公園での農薬使用・散布の規制を強化します。殺虫剤の規制法を制定します。
- 2010年は「国連生物多様性年」で、名古屋で生物多様性条約締結国会議(COP10)が開催されます。日本においても生物多様性の存在価値を明確に定め、すべての開発に生物多様性の保全を義務づけるとともに、環境影響評価に生物多様性の確保を明記すること、政策決定段階で市民参加を担保するなど取り組みを強化します。計画段階での「戦略型環境アセスメント法」、主な産業施設や公共施設の設置許可についての「環境団体訴訟制度」、野生生物の生息可能な環境を維持・保全・回復していくための「野生生物保護法」を制定します。
- 「PM2.5」の規制強化、自動車NOx・PM法の対策地域の拡大など大気汚染対策をすすめます。
- アクティブレンジャー、国立公園自然保護官、自然公園指導員、国指定鳥獣保護管理員の増員とともに研修制度の導入、賃金・報酬を拡充します。
- 水基本法を制定し、地球的規模での水環境保全と水に関する法律との一本化を図ります。命の源泉である「水」の民営化に反対し、公共財である水を守り、安全な水行政の推進、途上国での水行政やアクセス権を守ります。
- 汚染の未然防止(予防拡大)の観点から、汚染者負担原則を確立(汚染調査と除去等の措置など)し、統一的な汚染実態調査の実施と義務化、対象

となる土地・工場・物質(基準)の拡大、調査結果の情報公開など土壌汚染対策法を見直し、強化します。

- 公共事業の各種長期計画を見直し、国会での審議を強化して不要不急な事業を計画から排除します。硬直した公共事業の配分を改めるため、縦割りの特別会計・特定財源制度を抜本的に見直すとともに、同種・同一目的の事業については、統合、一本化を大胆にすすめます。
- 環境アセスメントの強化により、現在のニーズに適合しない大規模プロジェクトの見直しを積極的に行い、地域発信・環境重視の生活優先型公共事業へ転換し、地域経済の自立的基盤の確保に役立つとともに、地元の中小業者に直接仕事が回るようにします。
- 「公共事業基本法」を制定し、公共事業の決定過程の透明性を確保するとともに、一度着手された事業であっても、事業の中止、変更を可能とするため、補償や地域の再生、生活再建に対する支援などのルールを整備します。
- 環境保全や歳出の削減、費用対効果の視点から、情報公開や住民参加の徹底で、現在のニーズに適合しない無駄な公共事業を徹底的に見直すため、公共事業チェック機構を設けます。見直し中の工事については凍結します。川辺川ダム、ハッ場ダムなど問題の多い大規模公共事業については、建設を中止します。
- 道路の中期計画を白紙から見直しとともに、道路関連予算の使い方や公益法人、コストなどについて抜本的にメスを入れます。必要性・緊急性・優先度・費用対効果を精査し、真に必要な道路整備に重点化していきます。

租税法律主義、国民合意、公正と公平、総合課税主義、自治税制の強化と地方財政確立、福祉社会への再分配など基本的な考え方に立って、不公平税制の是正および税の所得再分配機能を確立します。

応能負担原則による累進性の強化に取り組み、フラット化や高所得者優遇税制の転換、所得格差の是正をはかります。

総合課税の実現にむけて、的確な所得把握のための「公平番号制度」を早期に導入、金持ち優遇の結果に終わってきた細分化された各種所得控除の統合化および歳出措置（直接給付制度）への転換、自主申告制度の採用（年末調整は被雇用者本人が行うなど）を追求、納税者の権利を守る納税者権利憲章の制定をめざします。

1. 税財政改革

- 景気を悪化させ、国民に負担を強いる消費税率の引き上げはしません。飲食料品分は実質非課税とします。消費税の逆進性緩和策として、「飲食料品にかかる消費税額戻し金制度」（収入400万円以下の世帯は4万円、400万円超1000万円以下の世帯は2万円を年1回支給）を導入し、年収1000万円以下の世帯の消費税負担をゼロないし大幅に軽減します。
- 低所得者、子育て世帯に対する給付付き税額控除制度（所得税の減額と給付金の支給を組み合わせ、生活を支援する仕組み）を検討します。
- 高額所得者層の所得税の最高税率を50%にもどし、累進性を強化します。最低生活費を大きく下回る基礎控除は現行38万円から76万円（ドイツは2009年から106万円に引き上げ）に倍増します。
- 廃止された老年者控除（65歳以上所得1000万円以下、所得税50万円・住民税48万円を控除）や縮小された公的年金等控除を戻し、公的年金税制を見直します。
- 財形住宅貯蓄非課税制度の限度額（550万円）の拡大、生命保険料控除額を拡大します。
- 引き下げられてきた法人税の基本税率を34.5%にもどし、不公平な大企業の租税特別措置は大胆に縮小します。長期失業者や非正規労働者、障がい者を正規雇用として雇い入れた企業に対し、法人税の優遇措置を創設します。
- 政府税調も指摘しているように証券税制の株式の配当・譲渡益にかかる税率の優遇措置（税率10%）は即廃止し、本則20%に戻します。短期取引や高額配当・譲渡益に対しては累進性などにより課税を強化します。金融所得一体課税は資産家優遇であり、源泉分離はやめ、総合課税を追及します。資産課税（相続税、贈与税）の税率を70%に引き上げるとともに、課税ベースを広げ、富の社会への還元・所得再分配を図ります。
- ガソリン税の暫定税率は廃止し、自動車の社会的費用や温暖化対策など環境面から抜本的に見直します。消費税との二重課税や複雑な自動車諸税の整理・見直しをすすめていきます。あわせて自治体財政運営に支障が生じないよう国の責任で補てんします。
- 温暖化を進めるCO₂の排出など環境負荷を減らし、持続可能な社会にむけて、排出量に比例して課税する炭素税の導入、既存エネルギー諸税のグリーン化に取り組みます。環境保全に役立つ自然エネルギーの促進、省エネは課税を軽減し、歳出を増やします。石油や原発に偏ったエネルギー対策特会（総額8900億円）、電源開発促進勘定（3700億円）を自然エネルギーの促進に活用します。
- 不透明なヘッジファンドやタックスヘイブンなどの動向や実態など監視を強め、課税を強めます。国際課税の申告漏れ所得（6300億円・07年）を把握し、課税を強化します。国際的な投機マネーに課税し、途上国や環境保全に活用する国際連帯税を導入します。
- 税制の歳入と歳出、税制改正に関する情報公開を進めるとともに、納税者の権利を守る「納税者権

- 利憲章」を制定します。国税通則法は、国税納税者の立場から見直します。
- 「適正・公平な課税の実現と歳入の確保」のために国税職員の定員確保と処遇改善をすすめ、経済取引の国際化等に対応するため機構の充実を図ります。
 - 農業や中小企業分野における居住用や事業用、農業用などの土地・家屋にはその態様や生業権の面から、農業や事業経営の継承や農村環境を維持できるよう負担を軽減します。
 - 省庁縦割り、予算の囲い込みを是正します。米軍への思いやり予算廃止や不要不急の公共事業費の削減など、ムダ遣いをなくします。
 - 一般会計・特別会計・財投計画など予算全体に対する議会統制を強化し、歳出歳入改革、応能負担原則に基づいた公平な税制による再分配機能の強化、債務管理・残高の対GDP比割合の減少、金融資産の活用などをすすめ、中期的な財政健全化プログラムのもとで、国民がもつめる社会保障の回復や生活再建型、環境保全型の財政をめざします。
 - 特別会計や独立行政法人の不要な積立金・剰余金（財投や外為特会などの積立金約30兆円、毎年発生する剰余金5兆円、純剰余金1兆円）などを社会保障や公共サービスの充実など国民生活向上のために活用します。特会における不要額は、平均7.3兆円（98年から07年の10年間）もあり、過大見積もりとなっていることから、浮いた分を福祉などに活用します。
 - 特別会計（勘定）の削減・統廃合（06年度は31会計→08年度は21会計）をさらに進め、不要な積立金・剰余金の一般財源への繰入を明確化するとともに、会計単一原則や財政民主主義の観点などから歳出削減の徹底、財務状況の情報公開・透明化、隠れ借金をなくします。
 - 国民生活の向上、社会的規制の確立、公共性の確保、良好な雇用・労働環境の維持等の観点から、独立行政法人・特殊法人の真の改革に取り組みます。
 - 貸金業法等改正（06年12月）による出資法の上限金利を20%に引き下げる、過剰融資の禁止（収入の3分の1を超える貸付は禁止）について、予定どおり（12月日途）実施します。
 - 多重債務者の救済に向け、自治体の相談窓口の全国展開と体制強化、低所得者層向けの生活福祉貸付金制度の条件や運用・規模の改善、民間非営利の活用による低利融資の構築などセーフティネットを拡大します。
 - 改正割賦販売法をいかにし、クレジット被害の実態調査や情報公開、規制強化など被害防止対策をすすめ、被害者への救済措置の拡大をはじめ、安心・安全な消費者信用制度を築きます。
 - 地域社会や福祉、環境保全に貢献しているNPOバンクについては、貸金業法による厳しい財産要件や指定信用情報機関制度の登録、運営などの諸規制を緩和します。市民活動を支え、社会に貢献する金融NPOを育成・支援します。
 - 自主的で健全な相互扶助の共済は、保険業法の適用除外となるようにします。構造的な生損保の不払いを厳しく監視し、販売・支払い体制の見直し、相談・苦情の迅速な解決、罰則の強化など法的規制を検討します。
 - 「地域再投資法」（金融アセスメント法）を制定し、金融機関に中低所得者、女性、中小事業者・ベンチャービジネスなどに対する一定割合の融資を義務づけ、市民の監視と需要の創造などにより地域経済・社会の発展につなげます。
 - 消費者の権利尊重を第一義とし、透明・公正な金融商品取引、被害者救済などを担う金融行政の基本法として「金融サービス法」の制定に取り組みます。
 - 外国為替証拠金取引(FX)においては、保証金は厳格に管理するよう金商法の規制や証券取引等監視委員会による監視・指導を強めるとともに、脱税対策を強化します。
 - 公正な証券市場を構築するとともに、証券取引等監視委員会を強化します。

2. 金融

- 金融不安を解消するため、金融市場・金融機関・金融商品への監視・規制を強化し、金融システムを安定化します。中小企業や農林漁業、低所得者層や失業者、高齢者や障害者の生活を守る公的金融制度の再構築に取り組みます。

二大政党の、あいも変わらずの政治とカネの問題の噴出に、国民の政治不信は高まっています。政治とカネをどう正すのかが総選挙の争点の一つです。社民党は政官業の癒着構造を正し、利権政治から決別し、透明でクリーンな政治を国民の手に取り戻すために全力で取り組みます。

1. 透明でクリーンな政治を実現します

- 政党や政治資金団体への企業・団体献金をただちに禁止します。「抜け道」に使われている側面がある政治団体の機関紙誌への広告料の規制、迂回献金の禁止、政治団体の献金規制などを実現します。年間5万円超の党費または会費は寄附と見なすことを検討します。
- 税額控除の拡大やネット献金の推進などで個人献金を広げます。
- 自治体首長・議員の私設秘書の追加、構成要件の明確化、第三者供賄規定など、あっせん利得処罰法の強化改正に引き続き取り組みます。
- 選挙の公正性の確保や有権者の選択の拡大、多様で活力ある政治を実現するため、同一選挙区からの世襲立候補や政治団体の継承を制限します。会社などを退職しなくても立候補できる立候補退職制度の導入や供託金引き下げを行い、誰もが立候補しやすくします。
- 選挙制度や議員の定数については、経済行為や効率性と一律に取り扱うべきではなく、議員活動や国会の機能強化の観点を踏まえて対応します。小選挙区制には、民意の反映を弱め、得票率と議席率の乖離、死票の増加、一票の価値の格差の拡大などの問題があります。死票をなくし多様な民意を反映する公正な制度とするため、比例代表中心の選挙制度への改革をめざします。特に、小選挙区部分の欠陥を拡大し、民意の反映を弱めることになる比例区の定数削減には反対します。
- 政治資金収支報告書の中央・地方の一元的把握、政治家の資金管理団体、政治団体、後援会の連結

決算の実現を求めます。

- 政治倫理審査会を改組・拡充した政治倫理委員会の設置や国会議員の資産公開に対する実効性の確保などの面から政治倫理法を改正します。
- 戸別訪問の解禁、立会演説会の開催、FAXやメール、インターネットを利用した選挙活動の解禁など、政党や政治家の情報を入手する機会の拡大や有権者との対話を重視する観点から選挙運動に対する規制のあり方を見直します。
- 各選挙管理委員会のウェブサイト、政見放送と選挙公報を掲載するように検討をすすめていきます。

2. 透明で民主的な公務員制度改革を推進します

- 天下りを禁止するため、早期勸奨退職制度を廃止し、在職期間の長期化を図るとともに、「天下り禁止法案」の成立を図ります。特殊法人、独立行政法人等も含め徹底した規制を行います。公務員の採用試験区分を見直し、閉鎖的で特権的なキャリア制度を廃止するとともに、原則試験制度に基づく昇格制度を採用し任用時における昇任差別をなくします。
- ILO勧告を踏まえ民主的で透明な公務員制度改革をすすめ、公務における労働基本権を確立します。
- 短時間公務員制度を導入します。身分が不安定な臨時公務員・期間公務員の処遇改善など、非正規職員の権利向上・待遇改善に取り組み、「官製ワーキングプア」をなくしていきます。
- 国や自治体が民間会社に公共サービスを委託したり、公共事業を請け負わせたりするにあたって、その地域の平均的な労働条件を切り下げるような契約をしてはならないと定めている、ILO94号条約の趣旨を踏まえ、「公契約法」を制定します。国・自治体は、政策を通じて公正労働（人間らしい

賃金・労働条件)、福祉、環境、人権、男女平等参画などの社会的価値を実現する役割と責任を担っていることから、これらの社会的価値を落札基準に加える「政策入札」への転換を図ります。

3. 行政権へのコントロールを強化します

- 国権の最高機関である国会が行政政府に対する監視・統制機能を強化することによって、官僚優位の「官僚内閣制」から国民本位の「国会内閣制」への改革を進めます。両院の調査室、議院法制局、国会図書館の機能、各会派の政策スタッフなどの補佐機関を質量両面ともに充実します。また、質問主意書制度や一般質疑、フリートーキング方式、常時の公聴会の開催等を活用するようにします。少数会派の国会運営に対する発言権や質疑権を保障します。議員発議に必要な賛成者の員数要件の緩和、党首討論の要件緩和に引き続き取り組みます。
- 国民主権の政治、住民参加の大前提として、徹底した情報公開を進めることが必要です。国民の知る権利の保障の立場から情報公開法を改正するとともに、国会及び裁判所を対象とする情報公開法をつくります。
- 「公職コミッショナー制度」を導入し、審議会や公的法人の役員人事の公募をすすめます。
- 会計検査院の機能を強化するとともに、住民訴訟の国版である国民訴訟制度の導入を検討します。国民が会計検査院に対して直接、公金検査の請求を行い、会計検査院で国の財政上の違法・是正策の審査を先行し、その後、国民が財政上の違法を是正するための訴訟を提起できる国民訴訟を可能にするようにします。
- 公務員の憲法尊重擁護義務や、公務員の選定・罷免権を実質化させるための法整備を検討します。

軍事ブロック間の対立と均衡の20世紀は終わりました。21世紀をテロと暴力が連鎖する混沌の世紀とするのか、国際社会の信頼と協調に基づく新しい集団安全保障体制の構築に向かわせるのかは、私たちの選択にかかっています。北東アジアにはいまだ冷戦構造が残り不安定な面が存在しますが、軍事的対抗を強め緊張を高めあうことはなんの解決にもなりません。米国に追従し軍事面の関係を強化するのではなく、アジアの国々との信頼醸成の努力をかさね地域の安全保障環境を改善するこそが必要です。社民党は、国家間の軍事力の均衡を中心に考える旧来の安全保障の発想を転換し、社会開発、人権擁護、環境保全などに軸足を置いた「人間の安全保障」の理念を重視していくべきと考えています。ヒロシマ・ナガサキ、オキナワの悲惨な体験を持ち、世界に誇る平和憲法を持つ日本こそ、平和な世界へのリーダーシップを発揮すべきなのです。

1. 北朝鮮に核保有を断念させ、戦後処理問題の解決に取り組みます

- 非軍事面のあらゆる手段を用いて、北朝鮮に核開発・保有の断念を迫ります。
- 北朝鮮との国交正常化交渉を再開し、粘り強い外交交渉によって拉致問題と戦後処理問題の解決をめざします。
- 国会図書館に戦争の事実調査を行う恒久平和調査局を設置するための「国立国会図書館法改正案」の早期成立をめざします。
- 旧日本軍兵士の遺骨収集をすすめます。「慰安婦」問題、強制連行、シベリア抑留、中国残留孤児問題など、残された戦後処理問題の早期解決に取り組みます。
- 裁判で国側の敗訴が続いている被爆者の認定問題で、原爆症認定基準を全面的に見直し、直ちに原告の全員を救済します。被爆二世・三世を含めた包括的な被爆者救済のため被爆者援護法の改正を

検討します。

- 「慰安婦」問題の最終的な解決をはかるために「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の成立をはかります。
- 強制連行問題について政治解決をはかるため、ドイツの「記憶・責任・未来財団」にならって国と企業の負担による基金を設け、被害者・遺族への補償を行います。
- アジアの人々と共有できる歴史認識をつくるため、共同の歴史研究を積み重ね、公正な歴史を学ぶための教材を作成します。
- 戦争犠牲者を慰霊するため無宗教で対象を軍人軍属に限らない新たな慰霊施設を建設を検討します。靖国神社への政府首脳公式参拝は行いません。

2. 日米同盟の強化に反対し、多国間の安全保障システムを構築します

- 米国に在日米軍再編についての再協議を求め、沖縄などの米軍基地の縮小・撤去をすすめます。普天間基地の閉鎖・返還を求め、辺野古への新基地建设など、基地機能の強化に反対します。「グアム移転協定」の廃棄を要求します。
- 日米地位協定の全面改正を求めます。在日米軍の駐留経費の負担について定めた特別協定を廃止し、本来負担する必要がない「思いやり予算」を段階的に削減します。
- 日米安保条約の軍事同盟の側面を弱めながら、将来的に経済や文化面での協力を中心にした平和友好条約への転換をめざします。
- アジア・太平洋の多国間安全保障対話を推進させます。6カ国協議の枠組みを発展させ、北東アジア非核地帯と地域安全保障機構の創設をめざします。
- 横須賀への原子力空母配備に反対します。

3. 平和憲法の理念の実現をめざし、 自衛隊を縮小・改編します

- 憲法の理念に基づく安全保障政策を実現するために「平和基本法」を制定し、肥大化した自衛隊の規模や装備を早期に必要な最小限の水準に改編・縮小します。
- 新規の正面装備の契約を控え、防衛費に占める歳出化経費の割合を抑制します。防衛調達をめぐる不祥事の再発防止をはかるため、防衛予算の透明化をはかります。
- 「専守防衛」の理念を厳守し、イージス艦、空中給油機、軽空母や敵基地攻撃能力を持つ爆撃機などの攻撃的な装備の保有を抑制します。
- インド洋に派遣している自衛艦は撤退します。自衛隊の海外派遣のための恒久法の制定は行いません。
- 海賊問題への対処は、海上保安庁を主体とするものに組み換えます。
- 「シビリアン・コントロール」の理念を実質化し、情報公開を進めます。武器輸出禁止3原則を厳格に守ります。
- 自衛隊内部での人権侵害を防ぐために「自衛官オンブズマン」制度を創設し、自衛官の基本的な人権を保障する立法をめざします。
- 憲法審査会における憲法改正案の作成に反対します。

4. 国連中心の外交政策をすすめ、 非軍事面の国際協力を進めます

- 安全保障理事会のあり方を見直すなど、国連の民主的改革を推進し、大国主義ではない民主的な国連をめざして努力します。
- 海外の大規模災害への緊急援助や、途上国の開発支援のための協力などに積極的に取り組みます。国連平和維持活動(PKO)への参加は、憲法の枠内の人道的な活動に徹します。
- 政府開発援助(ODA)予算を国民総所得の0.7%という目標(国連のミレニアム開発目標)の実現に向けて増額します。開発援助資金の財源として「国際連帯税(航空券への課税)」の導入を検討します。
- ODAを社会開発、人権、女性支援、環境保全など「人間の安全保障」重視に転換します。「ODA基本法」を制定し、長期的な視点で信頼をえられ

る援助外交をめざします。

- 投機的な短期資金の移動を抑制し、途上国の債務や貧困、環境破壊などの解決をはかる資金源とするために、「トービン税(国際通貨取引税)」の導入を支持します。

5. 北東アジアを非核化し、 核も戦争もない21世紀をめざします

- 外交・安全保障関係の情報公開を進め、「密約」問題の真相を明らかにします。
- 国是である非核3原則(持たず、つくらず、持ち込ませず)を厳守し、法制化をはかります。
- 核兵器の役割を縮小させるために拡大抑止(核の傘)の役割を対核兵器に限定し、核兵器国による消極的安全保証を再確認します。
- 核兵器国に核の先制不使用宣言をよびかけ、条約化をめざします。
- CTBT(包括的核実験禁止条約)発効やカットオフ条約の具体化を目標に、関係国への働きかけを強め、NPT体制の強化をめざします。
- 核拡散につながるプルトニウム利用政策を転換し、国際的にも批判が強い六ヶ所村の核燃料再処理施設の運用を凍結します。
- 対人地雷、クラスター弾に続いて劣化ウラン弾を禁止する条約の実現をめざします。

6. あらゆる差別に反対し、 表現の自由を守ります

- 「人権教育・啓発推進法」の所管を内閣府に移し、政府全体として取り組む体制を整備します。
- 政府から独立した人権救済機関を設ける「人権侵害救済法」を制定します。
- 部落差別意識の解消に向けた同和教育、啓発活動を強化します。隣保館を地域社会における人権センターとして位置づけ、機能を充実します。
- アイヌ民族を先住民族と認めた国会決議(2008年6月)を受け、「アイヌ文化振興法」を北海道外で生活するアイヌ民族にまで拡大するよう改正します。
- 外国人労働者の労働条件、就業環境、居住環境の改善に取り組みます。人身売買を禁止するための対策を講じます。外国人研修制度を見直します。在日外国人に地方選挙権を付与します。外国人学校への支援を強化します。

- ゲイ・レズビアンなど、性的指向への偏見の解消に取り組みます。同姓間のカップルに異性間のカップルに準じた民法上の権利を保障するため、仏PACS法（連帯の市民協約）にならった新しい制度の創設をめざします。
- 「性同一性障害者特例法」(04年施行、08年改正)をさらに改正して適用の範囲を広げると同時に、性別適合手術への保険適用を行います。
- 思想・良心・表現の自由、居住・移転・出国の自由、少数民族の権利などを定めた国際人権規約B規約の第一選択議定書を批准し個人通報制度を設けます。
- 死刑廃止に向けた議論をすすめ、刑罰制度の見直しに着手します。それまでの間、死刑の執行を停止します。
- 犯罪の実行前の共謀それ自体を処罰の対象とする「共謀罪」の新設に反対します。通信傍受法（盗聴法）やサイバー犯罪対策に関する刑法・刑訴法を見直し、適用対象や犯罪の構成要件、処罰の範囲等を見直します。
- 国家による監視社会の強化に反対するとともに、医療情報、教育情報、金融情報などのセンシティブ（取り扱いに注意すべき）情報について、プライバシーを守るための個別法の整備をすすめます。
- 住民基本台帳ネットワークシステムに不安を抱く多くの市民や自治体労働者と連携しながら、ネットワークシステムの凍結・廃止を念頭にシステムの監視と問題点の追及に取り組みます。
- 年金・医療・介護に関する個人情報を一元的に管理する「社会保障カード」について、個人情報とプライバシー保護の観点から反対します。行政の都合やIT産業の利権のためではなく、住民の利便性向上につながるのかの視点できっちり見直していきます。
- 事後的な検証を可能とするため、捜査時の試料等の保管を義務づけます。
- いわゆる代用監獄制度の廃止など、被疑者・受刑者の人権確立に取り組みます。拷問禁止条約が遵守されるよう政府を監視します。
- 犯罪被害者の救済制度を強化します。
- 国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために裁判官の増員をはかります。また、法律扶助事業に対する国の予算を増額します。
- 難民および難民申請者の増加と出身国の多様化が進む中で、人道的観点から医療、公的扶助、就労許可等の支援措置を講じます。難民条約が遵守されるよう政府を監視します。
- 少年法を見直し、少年の特質を踏まえた教育・福祉的な対応を強める体制を整備します。

7. 「市民の司法」を実現する立場で 司法制度改革に取り組みます

- 裁判員制度を見直します。裁判員のための条件整備、被告人の防御権の担保、裁判員の守秘義務のあり方と罰則の問題等について検証し、裁判員法等の改正を行います。
- 長期にわたる拘留や強要によるウソの「自白」が冤罪の温床となっていることを踏まえ、取り調べの全過程の可視化（ビデオ録画等による）をはか